○設立

2012 年 4 月 1 日 株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）により設立

○本店

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

○目的

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

○資本金

2 兆 2,118 億円（2024 年 3 月 31 日現在）